

えひめ中小企業応援ファンド活力創出産業育成事業活力創出支援事業

えひめプロダクツ市場開拓支援事業（国内枠）業務委託

【企画提案募集要項】

1 目的

本事業の目的は、県内の中小企業等が開発、生産する優れた食料加工品および工業製品・伝統工芸品（えひめプロダクツ等）の新たな販売チャネルの開拓を支援するため、魅力ある製品の発掘、市場のニーズに応じた製品のブラッシュアップから、県外のバイヤー・仕入れ企業担当者等とのマッチング商談会や展示会等を通じた商談サポートまでの一貫した支援を行うことである。

公益財団法人えひめ産業振興財団では、平成22年度より当該事業を実施しているが、より一層の支援強化を図るため、「販路開拓支援」に資するノウハウや幅広い知識・経験を活用し上記支援を行う委託先を募集する。

2 委託対象事業

本事業の目的を達成するため、別紙「えひめプロダクツ市場開拓支援事業（国内枠）業務委託仕様書」に基づき、企画・実施する事業を対象とする。

3 事業期間

契約締結の日から平成30年12月31日までの間。

ただし、委託契約は単年度ごとに締結することとし、初年度の進捗状況が当初計画と比較して遅い場合は、翌年度の委託契約を行わない場合がある。

4 事業予算上限額

平成29年度 14,000千円程度

平成30年度 10,000千円程度

（いずれも消費税額、地方消費税額及び当業務に係る一切の経費を含む）。

5 企画提案の参加資格

本委託業務の実施に必要である販路開拓におけるノウハウや幅広い知識・経験などを有する産業支援事業者及び専門家等で、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定の「普通地方公共団体」を「公益財団法人えひめ産業振興財団（以下「財団」という。）」へ読み替えた後の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限の日前6ヶ月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。また、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 財団の役職員が、役員や顧問として関係する法人または職員として所属する法人でないこと。
- (7) 財団との緊密な連絡体制が構築できること。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書の提出書及び申告書（様式1）
- イ 企画提案書（様式自由）
別紙「えひめプロダクツ市場開拓支援事業委託業務」に関する仕様書の内容を網羅した内容とすること。
- ウ 見積書（様式自由）
見積金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とすること。
あて先は、公益財団法人えひめ産業振興財団理事長あてとし、代表者印を押印すること。
また、経費の内訳を記載すること。なお、計費の内訳について、資料提供を求めることがあるので、その際は遅延なく提出すること。
- エ 会社のパンフレット等
- オ 会社の定款（写）、登記事項証明書（取得6ヶ月以内のもの、写可）、決算書（直近3期分、写）

(2) 規格

原則A4判で作成すること。

(3) 提出部数

5部（ア及びウは1部正本、残り4部は副本で可）

(4) 提出期限及び提出方法

平成29年4月21日（金）17:15までに、持参（土日祝日を除く平日の8:30から17:15まで）又は郵便書留にて「11 提案・問い合わせ先」へ提出すること。

7 企画提案に係る質問及び回答

質問がある場合は、平成29年4月14日（金）17:15までに、別添「質問書」（様式2）をFAX又はメールにて「11 提案・問い合わせ先」へ提出すること。なお、質問並びに質問に対する回答は公表する場合がある。

8 選考

(1) 選考方法

企画提案の内容及び見積額等を審査し、評価点数の総合得点により、総合的に最も優れた内容であると認められた事業者を委託候補者として選定する。

ア 書類審査

公益財団法人えひめ産業振興財団の事務局にて企画提案書等の内容を精査した後、審査委員会にて書類審査を実施する。

イ プレゼンテーション

書類審査に合格した者は、公益財団法人えひめ産業振興財団において、企画提案内容についてのプレゼンテーションを実施する。

※日時については、書類審査合格後、個別に通知する。

ウ 審査結果の通知

(2) 選考基準

以下の項目により審査する。

- ア 提案内容（本事業の業務内容について、十分な検討がされているか）
- イ 業務遂行能力（業務を確実に遂行するだけの人員や組織体制、ネットワークがあるか）
- ウ 業務実績（類似業務について実績が豊富か）
- エ 業務取組姿勢（本事業の趣旨を理解し、その方針に賛同しているか）
- オ 事業費の考え方（積算は適当か）

(3) 選考結果

選考結果については、参加事業者全てに書面により後日通知する。ただし、審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申立ては認めない。

(4) その他選考に係る留意事項

ア 次に該当する場合は企画提案書等の提出を無効とする。

- ・企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合。
- ・参加条件を満たさない事業者や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合。
- ・見積書の金額が、委託料上限額を超える場合。
- ・1事業者につき2案以上の提案をした場合。
- ・必要書類を提出期限内に提出できない場合

イ 提出後の企画提案書等については、記載内容等の変更は認めない。

ウ 提出された企画提案書等は返却しない。

エ 企画提案書等の作成及び提出、面談等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

9 契約

選定された委託候補者と、提出された企画提案を基に業務について協議を行い、双方が合意に至った場合に契約を締結する。したがって、協議の過程で提案内容が一部変更になる場合がある。なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

10 委託費の支払条件

原則、精算払いとするが、必要に応じて概算払いを認める。

11 提案・問い合わせ先

〒791-1101 愛媛県松山市久米窪田町 337-1 (テクノプラザ愛媛内)

産業振興部 産業振興課

えひめプロダクツ市場開拓支援事業 (国内枠/非食品) 事務局

担 当：福田

電 話：089-960-1201

F A X：089-960-1105

E-mail：f-taizo@ehime-iinet.or.jp